

避難指示解除準備区域（浪江町）から平成23年3月に避難をした申立人ら姉弟の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、1. 申立人姉については、避難先で申立外の亡母（要介護4）の介護を行ったことを考慮し、平成23年3月分として月額8万円が、申立人姉が精神障害（障害年金等級3級）を抱えながら避難生活を送ったことを考慮し、平成23年7月分から平成29年3月分まで月額3万円が、2. 申立人弟については、家族と別離して生活したことを考慮し、平成23年3月分から同年7月分まで月額3万円が、申立人姉の介護を余儀なくされたことを考慮し、平成23年7月分から平成29年3月分まで月額2万円が、それぞれ賠償された事例。

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号、申立人X1、同X2、同X3、同X4（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人X1及び同X4に対し、前項の損害項目に対する和解金として、金368万円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人X4に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、金59万円を支払い済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは、被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。  
平成31年4月4日

（仲介委員 市川太）

損害項目		期間	和解金額 (円)	既払金額 (円)
申立人 X 1				
精神的 損害	避難慰謝料増額分 (家族別離による増額)	平成 23 年 3 月～ 平成 23 年 7 月	150,000	0
	避難慰謝料増額分 (申立人 X 4 を介護していたことによる増額)	平成 23 年 7 月～ 平成 29 年 3 月	1,380,000	0
申立人 X 4				
	避難慰謝料増額分 (精神障害による増額)	平成 23 年 7 月～ 平成 29 年 3 月	2,070,000	590,000
	避難慰謝料増額分 (故 A を介護していたことによる増額)	平成 23 年 3 月	80,000	0
上記和解金額小計 (円)		3,680,000		
上記既払金額小計 (円)		590,000		
支払金額合計 (円)		3,090,000		